



石垣市監査委員告示第2号

平成29年3月6日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書については、要件審査の結果、住民監査請求として不適法であるため監査をしないこととしたので公表する。

平成29年6月30日

石垣市監査委員 大 瀨 博 文
同 我喜屋 隆 次



石 監 第 19 号
平成 29 年 6 月 28 日

(省略)

石垣市監査委員 大 濱 博 文
同 我喜屋 隆 次

住民監査請求について（通知）

平成 29 年 3 月 6 日付けで提出された住民監査請求について、要件審査の結果、監査委員合議により、本件請求は、下記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求として不適法であるため監査をしないこととしたので通知する。

記

地方自治法（以下、「法」という。）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の長について、違法な財産の管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（本件請求関連部分抜粋）と規定されている。

監査請求にあたり請求人は、対象となる財務会計上の行為又は怠る事実を特定するとともに、請求の要旨を裏付けるものと客観的に認められる書面（以下、「事実証明書」という。）を添付する必要がある。

本件請求の要旨における監査委員に求める措置（以下、「求める措置」という。）は、「監査委員は、市長に対し、別紙土地目録記載の市有地を国に譲渡する旨の土地譲渡契約を締結せず履行しないため、また賃貸借契約を結ばない旨の必要な措置を講ずるよう勧告せよ。（原文のとおり）」とある。

まず始めに、財産の処分については、法第 238 条の 5 に「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。」と規定されているが、本件求める措置では、処分のうち売り払い及び貸し付けに限定したものである。

なお、平成29年3月6日に提出された住民監査請求書の求める措置では、「監査委員は、市長に対し、別紙土地目録記載の市有地を国に譲渡する旨の土地譲渡契約を締結せず履行しないために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。(原文のとおり)」としていたが、平成29年5月24日付石監第13号で求めた補正(以下、「13号補正」という。)に対して平成29年6月7日付けで提出された補正書類(以下、「補正書類」という。)では、処分のうち譲渡に限っていたものに賃貸借を新たに付け加え、求める措置内容そのものが変更されている。

そこで、13号補正では、処分のうち譲渡に限定したことについて事実証明を求めたところであるが、補正書類においても、それらを特定する根拠は示されていない。

請求人が提出した補正を含む事実証明書から、防衛省が石垣市に陸上自衛隊駐屯地配備計画を進める中で、平得大俣地区東側の市有地とその周辺を配置先候補地として石垣市に提示、二度の住民説明会を経て、平成28年12月26日に石垣市長が防衛省に対し、配備に向けた諸手続きを開始することを了承、市長の意向を受けた防衛省が今後具体的な計画案を作成していくとあり、市有地の処分方法には言及していないことを確認した。

住民監査請求の要件である相当の確実さをもって予測される場合とは、当該行為がされる可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えていることを要するとされている(平成21年5月22日大阪地方裁判所判決同旨)。

そこで、本件における相当の確実さをもって予測される場合とは、当該市有地及びその周辺での陸上自衛隊配置が決定した後、売り払いの場合は、議会の議決に付し可決されたとき、また貸し付けの場合は、賃借料収入として予算措置を講じたときと解されるが、現状においては当該市有地及びその周辺を候補地として協議中であり、当該市有地の売り払い又は貸し付けについても具体性に欠けているため、相当の確実さをもって予測されるとはいえない。

また、本件請求の違法不当である理由の中では、「本件市有地を自衛隊ミサイル基地として使用することを明示しているにもかかわらず、市民に対し、本件自衛隊基地の規模、内容等について何ら開示せず、本件土地譲渡契約若しくは賃貸借契約を締結し履行することは、地方自治法第1条の2に違反するだけでなく、国民の基本的人権として憲法前文・第13条に規定する平和的生存権を侵害する違憲行為、違法行為である。」とある。

事実証明書により、市による情報の周知や市長の説明を求める記述は見られるが、自衛隊基地の規模、内容等について石垣市長が情報を開示していないことを示す根拠は見当たらない。

なお、情報開示については、非財務会計行為であり、法第242条第1項に定

める財務会計上の行為には該当しないことから、本件請求の対象とはならないが、もし仮に情報の全部又は一部を開示していないとしても、情報を開示しないことが直接財産処分を目的としたものと解されず、非財務会計行為である情報開示と財務会計行為である財産処分が密接かつ一体的な関係であるとは認められないため、住民監査請求の対象とはならない。

よって、本件請求は、当該市有地の売り払い若しくは貸し付けが相当の確実さをもって予測されるとはいえず、処分方法を特定する根拠も示されていないため、法第242条第1項に定める住民監査請求として不適法である。

以上